

買い物支援と地域の見守り活動推進に関する協定書

成田市(以下「甲」という。)と株式会社ナリタヤ(以下「乙」という。)は、次のとおり「買い物支援と地域の見守り活動推進に関する協定書」(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が協力し、成田市内(以下「市内」という。)において、移動販売をはじめとした買い物支援策(以下「買い物支援策」という。)を実施することで、買い物に困難を感じている市民を支援するとともに、見守り活動を推進することにより、一層の地域の活性化及び暮らしの安全・安心に資することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲は、市民からの移動販売の希望並びに市内の店舗の立地及び高齢者の居住状況など、買い物支援の必要性が高い地域の情報を乙へ提供するとともに、乙が買い物支援策を実施するにあたり必要となる調整に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき情報提供を受けた買い物支援の必要性が高い地域において、買い物支援策を実施することに努めるものとする。

3 乙は、買い物支援策の実施中に市民の何らかの異変を発見した場合や、事前の連絡等なく長期間不在にしているなど、安否確認が必要であると判断した場合、速やかに甲へ連絡するものとする。ただし、緊急を要すると思われる場合は、警察署又は消防署に直接通報するものとする。

4 前2項に基づく買い物支援策の実施及び異変を発見した場合等の連絡に係る費用は、乙の負担とする。

(連絡情報の取扱い)

第3条 甲は、前条第3項に基づき乙から連絡を受けた場合は、速やかに担当部署において情報収集を行い、必要に応じて適切な支援策を講ずるものとする。

(相互連携)

第4条 甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な推進を図るとともに、買い物支援や見守り活動を推進するため、情報交換等により相互の連携強化に努めるものとする。

(免責)

第5条 乙は、第2条第3項の規定による連絡ができなかった場合又は遅れた場合であって、市民に生じた問題等についてその責任を負わないものとする。

(情報保護)

第6条 甲と乙は、本協定に基づき知り得た情報を第1条に定める目的の達成に必要な場合を除き、第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。た

だし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

- 2 本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による解約の意思表示がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 3 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。
- 4 甲は、乙が本協定の規定に違反したとき、又は不適當な事由があると認めるときは、乙に対して申し入れにより本協定を破棄することができる。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年11月19日

甲 千葉県成田市花崎町760番地

成田市

成田市長 小 泉 一 成

乙 千葉県印旛郡栄町安食2170番地1

株式会社ナリタヤ

代表取締役社長 菊 川 一 平